

電子入札運用基準

平成27年10月30日
公社細則第7号

全部改正 平成27年10月30日 公社細則第7号

改正 令和2年6月15日 公社細則第2号(い)

(趣旨)

第1条 この基準は、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）が、競争入札参加資格を有する者を対象として、電子入札案件に係る指名競争入札（以下「電子入札」という。）を行う場合に必要な事項を定める。

(対象案件)

第2条 電子入札の対象案件は、予定価格250万円以上の全ての工事業種及び次の各号に掲げる委託業種とする。

- 一 建築設計・調査
- 二 土木設計・調査
- 三 測量
- 四 地質調査
- 五 遊具等点検保守
- 六 消防施設保守
- 七 貯水槽・管渠等保守
- 八 総合管理
- 九 水質検査（簡易専用水道検査機関登録業者のみ）
- 十 空気環境測定
- 十一 建築物点検
- 十二 印刷
- 十三 広告代理・イベント・展示関係等
- 十四 市場・補償鑑定関係調査業務
- 十五 インターネット代理店等

2 前項に掲げる業種以外の委託業種において電子入札を行うときは、当該対象案件の取扱いについて別途協議のうえ決定する。

(競争入札参加資格申請)

第3条 電子入札に参加しようとする者は、公社に対して別に定める申請書類を郵送し、競争入札の参加資格申請を行わなければならない。

- 2 公社は、前項の申請書類について速やかに審査し、公社と契約する本支店等の代表者又は代理人宛てに郵送にて審査結果通知書を通知しなければならない。
- 3 前項の審査に合格した者は、公社が指定した機関が提供する認証サービスの利用を申込み、公社が行う電子入札専用のセキュアコネクト電子証明書（以下「電子証明書」という。）を取得しなければならない。
- 4 前項により電子証明書を取得した者は、電子証明書を取得したパソコンを使用して電子入札システム（以下「システム」という。）にアクセスし、審査結果通知書に記載されたログインID及びJKKパスワードを入力してシステム登録内容を確認しなければならない。

（システムの利用）

第4条 前条により競争入札参加資格登録を完了した者（以下「登録者」という。）は、システムを利用することができる。

- 2 システムは、原則として24時間利用可能とする。なお、公社は、システム障害又は保守点検等により、電子入札システムが利用できないときは、公社ホームページにおいて通知する。
- 3 登録者は、システムの利用に当たり、公社と公社が指定した機関との合意に基づいて規定する「東京都住宅供給公社電子入札専用セキュアコネクト会員規約」を遵守しなければならない。

（公表）

第5条 公社は、電子入札の対象案件について入札に参加する者を募るときは、システムにより一定の期間公表しなければならない。

- 2 前項により公表する内容は、次の各号に掲げるものとする。（い）

- 一 契約番号
- 二 案件名
- 三 工事・履行場所
- 四 期間
- 五 業種
- 六 入札参加要件
- 七 公平化制限の有無
- 八 公告日時
- 九 参加申請期限
- 十 指名審査決定日時
- 十一 入札開始日時
- 十二 入札締切日時

十三 開札予定日時

十四 契約予定日

十五 予定価格（税抜・税込）

（電子入札への参加）

第6条 登録者は、電子入札の対象案件に入札参加するときは、前条に規定する対象案件ごとの公表期間中に、システムの「参加申請書」により参加申請を行わなければならない。

2 入札参加条件として審査書類の提出を求めている案件については、前項に規定する参加申請後に公社指定の日時及び方法により公社に提出しなければならない。

（入札参加者の決定）

第7条 公社は、対象案件の公表期間終了後、前条の電子入札への参加申請者のうち対象案件の入札参加条件を満たす者を審査し、入札参加者として決定して指名する。

2 公社は、前条の規定により電子入札への参加を申請した全ての者に対し、対象案件の指名審査決定日時に、システムにより審査結果を通知する。

3 前2項により入札参加者として指名された者は、公社指定の設計図書販売店にて当該案件の設計図書を購入しなければならない。

（入札）

第8条 入札参加者は、対象案件の入札期間中にシステムにより入札書を送信する。

2 前項に規定する入札書には、「入札金額」、「くじ引番号」、「開札立会い希望の有無」を入力しなければならない。くじ引番号は「000～999」の3桁の数とする。

（任意指名）

第9条 公社は第7条による入札参加者の決定のほか、登録者の中から入札参加者を任意で選定し、指名競争入札を行うことができる。

2 前項により指名を受けた者は、システムにより指名の確認を行い、公社指定の設計図書販売店で当該案件の設計図書を購入しなければならない。

3 第1項により指名を受けた者は、前条第1項と同様に公社へ入札書を送信する。

4 入札書への入力内容については、前条第2項と同様とする。

（入札辞退）

第10条 第6条による参加申請者が入札参加を辞退する場合、参加申請期限までに書面により入札辞退届を送付しなければならない。

2 第7条及び前条による入札参加者が入札を辞退するときは、入札期間中にシステムにより辞退届を送信しなければならない。

（入札中止）

第11条 公社は、第5条に規定する公表後に電子入札を中止する場合、対象案件ごとにシ

システムにより通知する。

(開札)

第12条 社は、原則として、対象案件ごとに規定している入札締切日の翌営業日にシステムにより開札を行い、落札予定者を決定する。

2 入札参加者は、前項の開札の立会いを希望することができる。この場合、システムにより開札立会いを希望した者の中から、先着2者までを開札立会い者とする。

3 社は、前項により開札立会い者に決定した者に対し、システムにおいてその旨を通知する。

(くじ引)

第13条 社は、前条の開札において、落札予定者となるべき同一価格で入札をした者が2者以上あるときは、システムにおいて当該落札予定者が入札書に入力した「くじ引番号」によるくじ引を行い、落札予定者を決定する。

(開札の保留又は中止)

第14条 社は、次の各号に掲げる場合は、第12条に規定する開札を保留又は中止することができる。

一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触し、公正な入札の確保ができないと判断した場合

二 その他、社が必要と認めた場合

(落札予定者への通知)

第15条 社は、第12条又は第13条により落札予定者に決定した者に対し、その旨を通知するとともに、契約手続日時及び提出書類について通知しなければならない。

(契約手続)

第16条 落札予定者は、前条により指定された契約手続日時に社からの指示に基づき、社が定める必要書類を提出し、その内容について社の確認を受けなければならない。

(落札者の決定)

第17条 社は、前条により提出された書類について内容の確認を行い、その内容が適正であると判断した場合、当該落札予定者を落札者と決定する。

(開札結果の通知・開示)

第18条 社は、前条の規定による落札者決定後直ちに、対象案件ごとに全ての入札参加者に対して落札者確定の旨を電子メールにより通知するとともに、システムにおいて対象案件の入札結果を公表する。

(システムに障害が発生した場合)

第19条 社は、システムに障害が発生した場合、システム掲載中の全ての電子入札を中断し、速やかに社ホームページにて通知する。

- 2 公社は、前項のシステム障害が復旧した場合、速やかに電子入札を再開し、公社ホームページにおいて通知するとともに、原則として第5条の規定に基づき公表した内容により入札手続を行う。
- 3 公社は、前項のシステム障害の復旧が入札参加申請期間中であつた場合、当該中断により第6条に規定する登録者の電子入札への参加申請機会が十分に確保できなかったと判断したときは、対象案件の電子入札を中止することができる。
- 4 公社は、第2項のシステム障害の復旧が参加申請期限の経過後となつた場合、対象案件の電子入札を中止する。
- 5 公社は、第2項のシステム障害の復旧が入札締切日時の前であつた場合、当該中断により第8条及び第9条に規定する入札参加者の入札書の送信機会が十分に確保できなかったと判断したときは、対象案件の電子入札を中止することができる。
- 6 公社は、第2項のシステム障害の復旧が入札締切日時の経過後となつた場合、対象案件の電子入札を中止する。なお、システム障害が復旧した時点で第8条及び第9条に規定する全ての入札参加者が入札書を送信しているときは、この限りでない。
- 7 公社は、前2項により電子入札を中止する場合、対象案件の入札参加者に対し、電話で電子入札を中止する旨を通知する。

(電子入札システムによらない入札手続)

第20条 前項により電子入札が中止となつた案件は、原則としてシステム障害の復旧後に改めて電子入札を行う。ただし、次の各号に掲げるものは、公社内に入札参加者が一同に会し、入札書を直接提出して入札を行う方式（以下「紙入札」という。）に変更することができる。

- 一 システム障害の復旧まで時間を要することが予想され、復旧まで入札手続を延期することができない案件
 - 二 前号に規定する場合のほか、電子入札を実施することが困難と公社が判断した案件
- 2 前項の場合における周知方法は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 対象案件が公表期間中である場合、公社ホームページにおいて紙入札に変更する旨及び参加申請方法等を通知する。このとき、既に電子入札により参加申請を行っている者については、電話によりその旨を通知する。
 - 二 対象案件が入札期間中である場合、全ての入札参加者に対し紙入札に変更する旨及び入札日時等を電話により通知する。

(登録者のパソコン等に障害が発生した場合)

第21条 登録者は、登録者のパソコン等の障害により公社に電子入札の対象案件に係る参加申請書を送付できない場合、公社内に設置している緊急用パソコンを利用することが

できる。

- 2 前項の場合、登録者は、参加申請期限の当日正午までに必ず公社に電話により利用申込みをしなければならない。
- 3 入札参加者は、入札参加者のパソコン等の障害により公社に電子入札の対象案件に係る入札書を送信できない場合、第1項の規定を準用することとし、入札締切日時の当日正午までに必ず公社に電話により利用申込みをしなければならない。
- 4 公社は、登録者が第1項又は第3項により公社内に設置している緊急用パソコンを利用する場合、名刺、社員証等により本人確認を行わなければならない。

(申請内容の変更)

第22条 登録者は、競争入札参加資格申請内容に変更があった場合、速やかにシステムにて変更手続を行わなければならない。

- 2 登録者は、前項によりシステムにて変更手続を行った場合、登録変更依頼書及び変更内容に応じた添付書類を速やかに公社に郵送しなければならない。
- 3 公社は、前項により登録者が郵送した書類を確認し、変更手続を承認した場合、直ちに登録者に対して変更手続を完了した旨を電子メールで通知する。

(申請の取下げ)

第23条 登録者は、競争入札参加資格を取り下げようとする場合、速やかに競争入札参加資格登録取下申請書を公社に郵送しなければならない。

(電子入札の適用時刻)

第24条 電子入札は、システムにおける時刻を適用する。

(雑則)

第25条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成27年11月1日から施行する。

附 則 (い)

この細則は、令和2年7月1日から施行し、改正後の電子入札運用基準の規定は、令和2年5月1日から適用する。